

令和3年10月12日

保護者の皆様

廿日市市教育委員会  
教育長 生田徳廉  
廿日市市立佐方小学校  
校長 岡本真一郎

気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令に係る学校の対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より、本市の教育の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和3年4月8日付けで警報等が発令された場合の対応についてお知らせしており、これまでの対応は、気象庁が発令する警報を根拠として、臨時休業等の決定を行ってききましたが、今後は廿日市市が各地域の災害の状況により発令する避難情報も併せて確認し、臨時休業等の判断をすることとします。

【留意点】

- 避難情報は、地区ごとに発令されます。

|            |   |
|------------|---|
| 発令対象<br>地区 | 廿日市・佐方・平良・原・串戸・宮内・地御前・阿品・阿品台・<br>宮園・四季が丘・玖島・友和・津田・四和・浅原・吉和・<br>大野（1～11区）・宮島 |
|------------|---|

- 在籍する学校区（佐方地区）に警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されている場合は、裏面「**気象警報及び避難情報（警戒レベル）発令・地震発生に係る佐方小学校の対応について**」のとおり対応してください。  
※ 高齢者等とは、「社会福祉施設、幼稚園、学校、医療施設」等の利用者のごことで、避難に時間のかかる人を指し、幼児・児童・生徒が含まれます。

- 避難情報を得るには、以下の方法があります。
  - ・ はつかいちし安全・安心メール配信サービス
  - ※ QRコードの読み取りができない場合は、  
[bousai.hatsukaichi-city@raidan.ktaiwork.jp](mailto:bousai.hatsukaichi-city@raidan.ktaiwork.jp)  
に空メールを送信してください。



QRコードを読み取り、空メール（件名・本文不要）を送信してください。

- ・ 廿日市市公式LINE



QRコードを読み取り、友達に追加し、登録してください。

## 気象警報及び避難情報(警戒レベル)発令・地震発生に係る佐方小学校の対応について

### 1 気象警報及び避難情報(警戒レベル)発令に係る対応

#### (1) 基本方針

「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」または「警戒レベル3：高齢者等避難」「警戒レベル4：避難指示」「警戒レベル5：緊急安全確保」のいずれか1つでも発令された場合、発令される可能性がある場合には、次の対応をとる。

- 午前6時の時点で発令されている場合は、原則**臨時休業**とする。
- 発令される可能性がある場合には、中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定する。

#### (2) 学校の対応内容

| 時間  | 学校の対応  |
|-----|--|
| 前日  | ○ 中学校区内の小・中学校で <b>協議し、対応を決定</b> する。  |
| 登校前 | ○ 午前6時の時点で上記の気象警報及び避難情報(警戒レベル3以上)が発令されている場合には、原則 <b>臨時休業</b> とする。  |
| 在校中 | ○ 中学校区内の小・中学校で <b>協議し、対応を決定</b> する。<br>※ 警報・避難情報や今後の状況等を考慮して、 <b>授業打ち切りによる一斉下校や保護者迎えによる下校等</b> の判断をする。(緊急メールで一斉配信) |

※ 翌日に大きな被害が予想される場合

- ・ 廿日市市教育委員会から、その後の対応等について学校へ連絡があり次第、緊急メールで連絡します。

### 2 地震発生時の対応

#### (1) 基本方針

- 「**震度5弱**」以上の地震が発生した場合は、市内で**統一した対応**をとる。
- 「震度5弱」未満の地震が発生した場合は、状況に応じて中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定する。

#### (2) 対応内容(「震度5弱」以上の地震が発生した場合)

| 発生時    | 学校の対応   |
|--------|---|
| 前日～登校前 | ○ 前日(下校中)から登校までに発生した場合は <b>臨時休業</b> とする。  |
| 登校中    | ○ 登校中に発生した場合には <b>臨時休業</b> とする。<br>○ 児童が学校に避難してきた場合は、安全を確保し、 <b>保護者に引き渡す</b> 。<br>※ 安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則として学校または自宅の近い方へ避難する。 |
| 在校中    | ○ 在校中に発生した場合は <b>授業打ち切り</b> とする。<br>○ 児童の安全を確保し、 <b>保護者に引き渡す</b> 。  |

※ 保護者への引き渡しについては、被害状況により**学校から連絡ができない場合**も想定されます。その際の**児童の待機場所は佐方小学校**です。

※ 登校の再開については、廿日市市教育委員会と最終協議後、緊急メールで連絡します。

### 3 その他

- (1) 「1 気象警報及び避難情報(警戒レベル)発令に係る対応」「2 地震発生時の対応」以外で、児童の安全確保のための対応を行うことが必要と思われる場合にも、廿日市小学校・佐方小学校・廿日市中学校の三校で協議し、対応を決定します。
- (2) 警報・警戒レベル・震度の確認は、テレビ、ラジオ、インターネット(公式なサイト)からとします。
- (3) 臨時休校の場合は、原則外出禁止です。また、翌日の時間割等は緊急メールで連絡します。
- (4) 気象警報・避難情報(警戒レベル3以上)発令や地震発生等により登校後授業を打ち切り一斉下校させる場合は、「どこに帰るか」「家に入る方法」等、家庭で確認しておいてください。
- (5) 登下校中や気象警報等が解除された後に外出する場合には、ご家庭でも平素より次のような指導を行ってください。
  - ① 寄り道をせず、できるだけ集団で登下校する。
  - ② 増水した河川や溝、側溝、崖、法面など危険なところには近づかない。
  - ③ 高波の恐れがある海岸には近づかない。
  - ④ 地盤がゆるんでいるところや冠水した道路は通らない。